

総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第16号

総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則（平成17年総社市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。<u>ただし、第6号から第9号までについては、当該事務に係る条例その他議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定に関するものを除く。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 保育所及び認定こども園に関すること。</u></p> <p><u>(7) 放課後児童クラブに関すること。</u></p> <p><u>(8) 障がい児通所支援に関すること。</u></p> <p><u>(9) 児童発達支援センターに関すること。</u></p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。